

緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

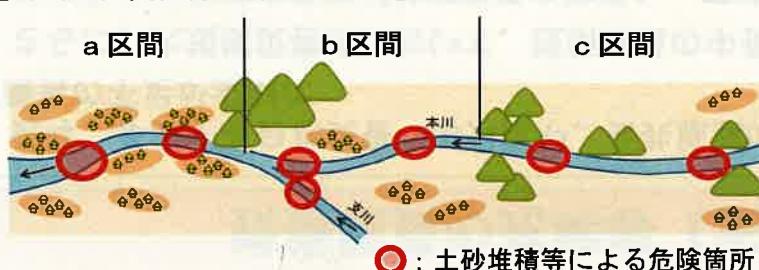
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

＜参考＞ 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）

b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）

c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

砂防関係事業

治水事業等 令和2年度予算案 8,524億円の内数
令和元年度補正予算額 2,476億円の内数
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災安全交付金がある

○ 山村地域等を対象に、土砂災害対策を実施。

●砂防堰堤

上流からの土砂流出をコントロールする(調節機能)とともに、溪岸の崩壊、溪床の侵食、流木の流出を防ぎ、下流での被害を未然に防ぐ。



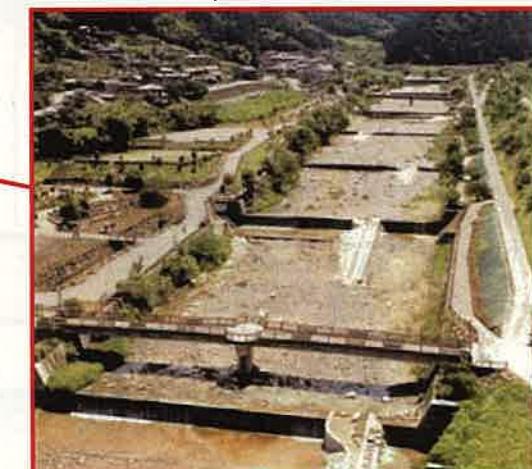
●山腹工

山腹に土留、排水工、植栽等を施工することで、山腹の崩壊や土砂流出を防ぎ、植生の回復を図る。



●渓流保全工

扇状地などにおいて床固工、護岸工などを組み合わせることにより、乱流・偏流を制御するとともに、溪岸・溪床の侵食を防止する。



●遊砂地

河川流路を広くすることにより、上流からの流出土砂を貯留し、下流での被害を未然に防ぐ。



治水関係事業

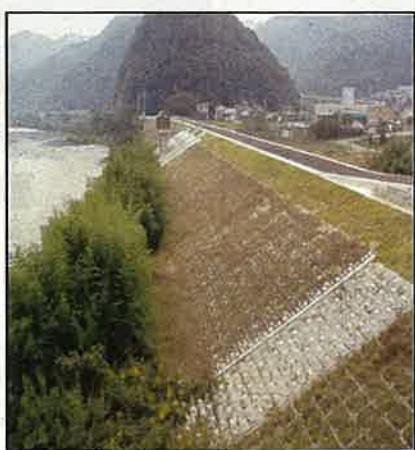
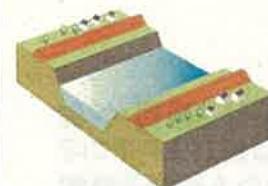
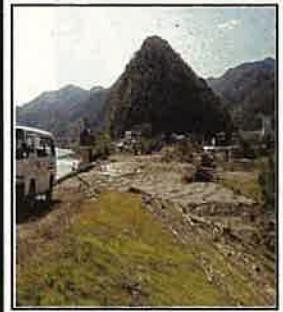
3-8
治水事業等 令和2年度予算案 8,524億円の内数
令和元年度補正予算額 2,476億円の内数
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災安全交付金がある

○山村地域等を対象に、治水対策を実施。

○築堤や河道掘削、ダムの整備等を計画的に推進し、地域の水害の防止・軽減を図る。

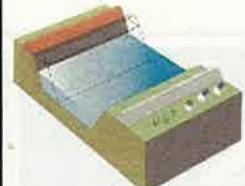
◆築堤・かさ上げ

堤防を造り水の流れる断面を大きくする。



◆引堤

川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる。



◆ダム

洪水時の流量が多いときに河川水を一時的に貯留する。



◆河道掘削

河道を掘削して水の流れる断面を大きくし水位を下げる。

